◎新潟県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　一般国道　113号

２　供用開始の区間

北蒲原郡聖籠町東港３丁目6335番６から同郡同町東港３丁目3355番10まで

３　供用開始の期日　　平成31年２月26日